(3)　法人が所有株式（その法人が有する株式）を発行した法人の行った株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、所有株式のうちその交付を受けた完全子法人の株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなす。この場合において、完全子法人の株式のみが現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数に応じて交付されたときの譲渡対価及び譲渡原価は、完全子法人株式対応帳簿価額とする。

(三)　全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求により対象法人が他の法人との間に完全支配関係を有することとなることのうち、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件に該当するもの及び適格株式交換を適格株式交換等とし、次の措置を講ずる。（法人税法第二条、第六一条の一一、第六一条の一二及び第六二条の九関係）

(1)　適格株式交換等に該当しない株式交換等に係るその対象法人を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象に加える。

(2)　適格株式交換等に該当する株式交換等に係るその対象法人を、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外する。

(四)　合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式等の三分の二以上に相当する数を有する場合におけるその他の株主等に対して交付する資産を除外して判定する。（法人税法第二条関係）

(五)　当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。（法人税法第二条関係）

(六)　二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものが行われた場合において、分割法人のうちに分割対価資産の全部をその株主等に交付した法人と分割対価資産をその株主等に交付しなかった法人とがあるときは、分割型分割及び分社型分割の双方が行われたものとすることを明確化する。（法人税法第六二条の六関係）

5　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に係る資産調整勘定等の損金算入額等の計算について、非適格合併等の日の属する事業年度においては月割計算を行うこととした。（法人税法第六二条の八関係）

6　特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度等について、特定支配日の属する事業年度開始の日において有する資産を特定資産としてその譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとした。（法人税法第五七条の二、第六〇条の三及び第八一条の一〇関係）

7　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日において有する資産を特定保有資産としてその譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとした。（法人税法第六二条の七関係）

8　法人の災害のあった日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（欠損金額のうち、災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額）がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前一年（青色申告書を提出する場合には、前二年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置を講ずることとした。（法人税法第二七条、第八〇条、第八一条の五の二、第八一条の三一、第一四二条の二の二及び第一四四条の一三関係）

9　法人の災害のあった日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額（災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のもの）がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額について、その災害損失金額を限度に還付を受けることができる措置を講ずることとした。（法人税法第六八条、第七二条、第七八条、第八一条の一四、第八一条の二〇、第八一条の二九、第一三三条、第一四四条、第一四四条の四、第一四四条の一一及び第一四七条の三関係）

10　中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととした。（法人税法第七一条の二、第八一条の一九の二、第八八条の二及び第一四四条の三の二関係）

11　納税地等に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長等への提出を要しないこととした。（法人税法第二〇条関係）

12　外国税額控除制度について、適用金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（法人税法第六九条、第八一条の一五及び第一四四条の二関係）

13　一定の協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合には、解散及び設立があったものとみなして欠損金の繰戻しによる還付の制度を適用する等の措置を講ずることとした。（法人税法第一〇条の三、第五二条及び第五三条関係）

三　地方法人税法の一部改正関係

外国税額控除制度について、適用金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（地方法人税法第一二条関係）

四　相続税法の一部改正関係

1　相続税及び贈与税の納税義務について、次の見直しを行うこととした。（相続税法第一条の三及び第一条の四関係）

(一)　国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前一〇年（改正前五年）以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないこととする。

(二)　被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前一五年以内で合計一〇年以下の滞在をいう。(三)において同じ。）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。

(三)　国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前一〇年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

2　相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を第一順位とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とすることとした。（相続税法第四一条関係）

五　地価税法の一部改正関係

納税地の異動に関する届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととした。（地価税法第一五条関係）

六　消費税法の一部改正関係

1　納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととした。（消費税法第二五条関係）

2　中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととした。（消費税法第四二条の二関係）